

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成28年9月7日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町、上賀茂畔勝町、上賀茂桜井町、上賀茂壺町口町、上賀茂前田町、上賀茂中山町、上賀茂大柳町、上賀茂音保瀬町、上賀茂本山、大宮東小野堀町、西賀茂大深町、西賀茂南今原町、西賀茂蟹ヶ坂町、西賀茂上庄田町、西賀茂樋ノ口町、西賀茂大道口町、西賀茂水垣町及び衣笠馬場町の各一部

京都市左京区下鴨南茶ノ木町、上高野仲町、上高野石田町、上高野深田町、一乗寺樋ノ口町、松ヶ崎小脇町、松ヶ崎壺町田町、松ヶ崎堂ノ上町、岩倉中河原町、岩倉南木野町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉村松町、岩倉北四ノ坪町、岩倉北桑原町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町、西野左義長町、音羽初田町、大宅五反畑町、柳辻草海道町、勧修寺西栗栖野町、勧修寺御所内町、勧修寺東出町及び西野山桜ノ馬場町の各一部

京都市南区吉祥院長田町、吉祥院嶋野間詰町、上鳥羽堀子町、上鳥羽卯ノ花、上鳥羽南中ノ坪町、久世上久世町、久世中久世町二丁目、久世殿城町、久世大藪町、久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦八反田町、太秦京ノ道町、嵯峨野嵯峨ノ段町、梅津北川町、嵯峨広沢北下馬野町、嵯峨広沢池下町、嵯峨新宮町、嵯峨大覚寺門前六道町及び北嵯峨北ノ段町の各一部

京都市西京区上桂北ノ口町、上桂北村町、桂久方町、桂河田町、桂市ノ前町、桂稻荷山町、川島調子町、川島野田町、下津林南中島町、牛ヶ瀬山柿町、檜原比恵田町、御陵

南荒木町，松室河原町，山田北山田町及び大枝沓掛町の各一部

京都市伏見区桃山町和泉，醍醐上ノ山町，小栗栖中山田町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷大山町，竹田中島町，竹田中川原町，竹田藁屋町，下鳥羽南柳長町，横大路朱雀横大路天王前，横大路橋本，横大路長畑町，横大路千両松町，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖里ノ内，納所和泉屋，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我西出町，羽東師菱川町，羽東師古川町，羽東師志水町及び淀新町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成28年9月7日から同月23日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）